

柏市の後期高齢者医療と介護保険の被保険者証をはじめとする関係書類の送付先を変更したいとき

後期高齢者医療と介護保険における送付物は、原則、被保険者の住民票上の住所へ送付します。

ただし、以下の事情の場合、「被保険者証等送付先変更(設定・解除)申請書」に下記の必要添付書類を添えて申請することで、送付先の住所を変更することができます。

●送付先を変更することができる理由(事情)および必要な添付書類

※マイナンバーカードは顔写真がある面のみコピーしてください。個人番号面は不要です。通知カードは不可。
※健康保険証は記号・番号・保険者番号を隠してコピーしてください。

申請理由(事情)	必要な添付書類	注意点
1. 病院・施設への送付希望のため (長期で入院・入所等)	○入院・入所していることが確認できる書類の写し ※入所証明書や入所契約書、医療機関の領収書など	○施設(医療機関)名称と住所および入所者氏名(患者名)がわかるようにコピーしてください。
2. 被保険者本人が郵便物を管理することが困難なため (親族等に送る)	○送付先となる方(受取人)の本人確認書類の写し ※運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど	○送付先となる方(受取人)の名前と住所がわかるようにコピーしてください。 ※申請者と送付先が異なる場合はご注意ください。
3. 成年後見人等の保護や支援を受けているため (成年後見人等に送る)	○受取人(成年後見人等)の本人確認書類の写し ※運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど ○審判書または登記事項証明書の写し	○受取人(成年後見人等)の名前と住所がわかるようにコピーしてください。 ○左記の両方が必要です。
4. 送付先変更の解除 (送付先を住民票住所に戻す、他の申請者が設定するため等)	○申請者の本人確認書類の写し ※運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど	○解除の申請は、送付先を設定した申請者の方、または本人からの申請が必要です。 ○解除の理由をお書きください。
5. 被保険者がお亡くなりになったため	○送付先となる方(受取人)の本人確認書類の写し ※運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど	○送付先となる方(受取人)の名前と住所がわかるようにコピーしてください。 ※申請者と送付先が異なる場合はご注意ください。
6. その他 (被保険者が一時的に居所を移しているため、送付先の方が転居したため等)	○送付先となる方(受取人)の本人確認書類(または名前と住所が確認できるもの)の写し ※一時的に居所を移している場合、氏名と住所が記載された公共料金の請求書・消印のある郵便物など	○申請理由のその他欄に「家の建て替えのため」、「送付先人の転居」など具体的な理由をお書きください。 ○送付先となる方(受取人)の名前と住所がわかるようにコピーしてください。

申請・手続に関するご注意

- ・申請は郵送、窓口(本庁舎1階の保険年金課または別館2階の高齢者支援課)、もしくは電子申請で受け付けます。
- ・提出書類に不備があった場合は、手続きが完了しませんのでご注意ください。
- ・また、申請の手続き完了以前に後期高齢者医療や介護保険に係る書類が作成されている場合は、こちらを提出されても、変更前の住所・宛先に郵送されてしまうことがありますのでご了承ください。

問い合わせ先

後期高齢者医療制度に関すること ⇒ 保険年金課：04-7191-2594(電話受付)

介護保険に関すること ⇒ 高齢者支援課：04-7167-1022

※後期高齢者医療制度・介護保険の両方に設定希望の場合には、申請書の「申請項目」で両方の口にチェックを付けた上で、どちらか一方の課に申請書を提出すれば足ります。

